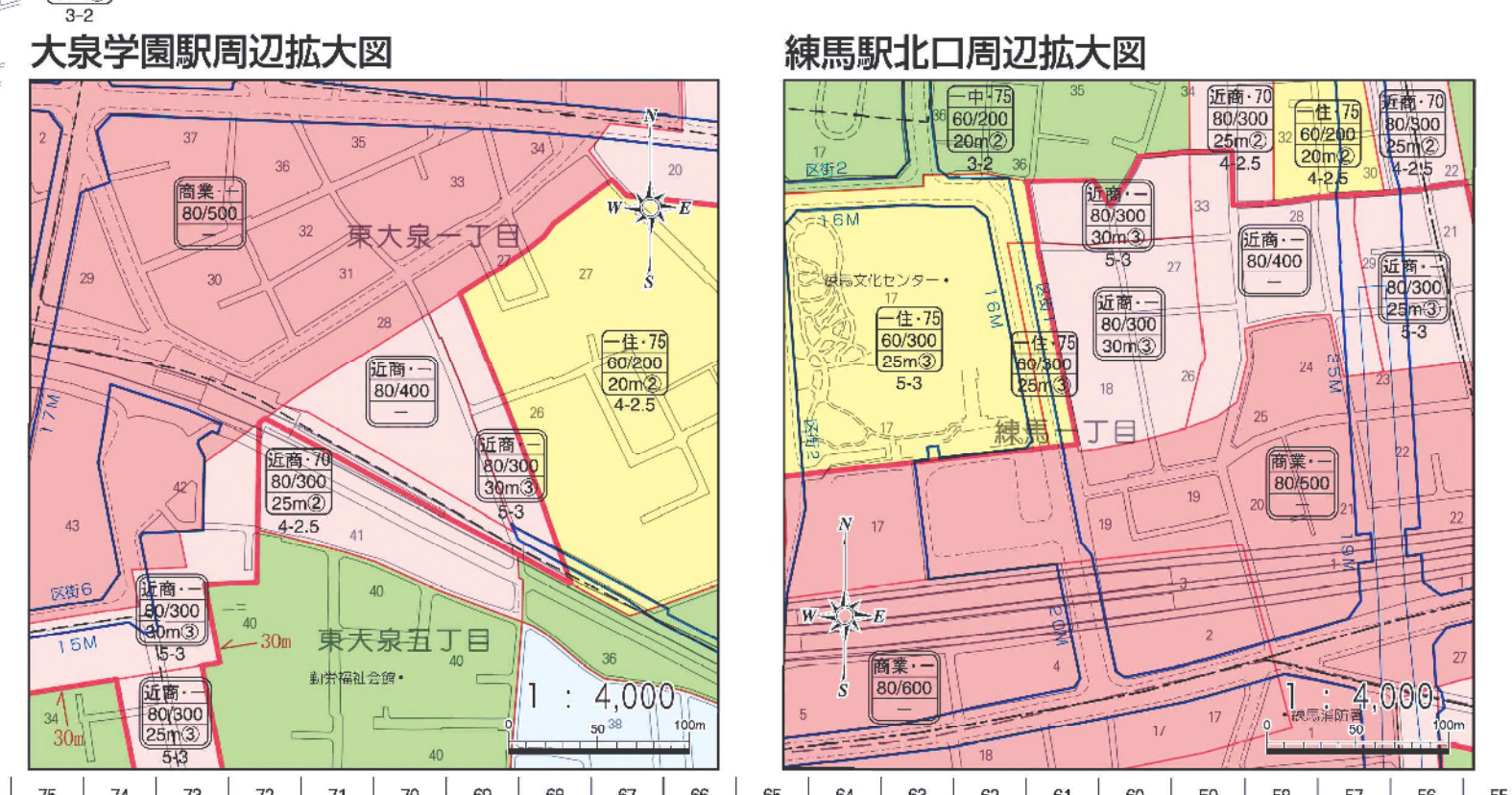



東京都市計画特別用途地区 総括図 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路(——)を表しています。



凡例

用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	防火・準防火地域の種別
準住・75	60/300	5-3	30m/3低	防火地域
				準防火地域
				防火指定なし
				新たな防火規制区域
				風致地区
				風致地区

※用途地域・高度地区・防火地域等に關しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域(特別工業地区)

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
■	準防火地域
■	防火指定なし

新たな防火規制区域

■	新たな防火規制区域
---	-----------

風致地区

■	風致地区
---	------

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区)および都市計画道路の種別を示したものです。詳細については、以下の窓口にご覧いただくか、確認してください。
 (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
 (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>
 「都市計画情報システム」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(部状)は道路両側に指定されているもので、基本的には道路と数度の境界線から30mです。30mのものは、「←30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。